

# シニア会員規程

(2013年11月16日 制定)

(趣旨)

第1条 本規程は、日本広告学会会則第5条第2項に基づき、シニア会員に関する事項について定める。

(変更の手続き)

第2条 満70歳に達した正会員は、常任理事会に「シニア会員」への変更を申し出ることができる。

(年会費)

第3条 常任理事会で変更が承認された「シニア会員」の年会費は、正会員の半額とする。

附則

本規程は、2014年10月1日から実施する。